

令和7年度 事業計画

I 策定基調

我が国の経済は、この30年余の間、バブル崩壊に伴う混乱やデフレ、世界的な金融危機、度重なる自然災害、コロナ禍といった幾多の難局に直面したが、これらを乗り越えてきたところである。

政府は、成長型経済への道筋をつけるため、自然災害への対応を含め、安心・安全の確保を図るとともに、「新しい資本主義」を始めとする経済財政政策の取組みを引き継ぎ、加速・発展させていくこととしている。

こうした状況の中で、「物流革新元年」とした「2024年問題」に引き続き、さらに、「2030年問題」への対応を期するため、さらなるトラック運送業界の健全化に向け、改正物流法等への対応に、全力で取り組んでいくこととしている。

また、荷主対策の深度化については、トラック・物流GメンとGメン調査員との緊密な連携を図り、業界の健全化を推し進めることとする。

さらに、安心で安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、良質なドライバーを確保するため、ドライバーの社会的評価の向上について強力に取り組むこととしている。

については、令和7年度においては、下記9項目を最重点施策、4項目を重点施策として位置づけ、関係行政機関・全日本トラック協会など関係団体と一層緊密に連携し、Ⅱ施策に記載する諸施策を積極的に推進する。また、自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現、運輸事業振興助成交付金の満額交付について要望活動を行う。

これら事業の遂行にあたっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努める。

〔最重点施策〕

- 1 物流革新に向けた改正物流法等への対応
- 2 改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
- 3 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- 4 トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- 5 燃料高騰対策等の推進
- 6 多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進
- 7 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- 8 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底
- 9 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

〔重点施策〕

- 1 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 2 環境・GX対策及びSDGs対策の推進
- 3 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- 4 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

Ⅱ 施策

1 輸送秩序確立対策

業界は「2024年問題」に直面し、同時に年々深刻化する人手不足や高齢化、長時間労働などの構造的な課題も抱えており、物流の停滞を招きかねないため、継続的な対応が喫緊の課題である。

このような中で、物流産業を魅力ある職場とするために、物流業界は大きな変革を迫られており、荷主企業と物流事業者間における物流負荷の軽減、多重下請構造の是正、荷主企業の経営者層の意識改革・行動変容等に向けた規制措置が求められている。

これに対応するため、令和6年4月に「改正物流法」が成立し、さらに今後、「新物効法」に基づく政令、省令、告示等において基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準等が定められる予定である。

今後の業界に必要な輸送秩序を確立するためには、同法に基づく荷主・物流事業者等に対する規制措置を実効性のあるものとし、物流事業者、荷主企業・消費者、経済社会が「三方良し」となる社会を確立するため、これらの具体的な内容に現場の実態や物流に関する知見を関係行政機関と連携して反映していく必要がある。

(1) 物流革新に向けた改正物流法等への対応

① 商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

ア 改正流通業務総合効率化法及び改正貨物自動車運送事業法に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制措置について会員事業者に対し周知徹底を行う。

イ 商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取り組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等との連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。

ウ トラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めるため、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫県地方協議会」における事業を支援するため、国土交通省（近畿運輸局・神戸運輸監理部兵庫陸運部）及び厚生労働省（兵庫労働局）と連携を図る。

② 多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受に向けた対応

ア 国土交通省と連携し、多重下請構造是正に向けた対応を推進するとともに、「多重下請構造のあり方に関する提言」を支持するとともに会員事業者の取り組み促進を図る。

イ 改正貨物自動車運送事業法に基づく実運送体制管理簿、運送利用管理規定の作成等の規制措置について、会員事業者に対し周知徹底を図る。

③ 下請法改正への対応

ア 下請法改正に向けて改正内容については会員事業者に対して周知徹底を図る。

④ 適正競争の推進

ア 適正競争を推進するため、貨物自動車運送事業法の改正とそれを担保する特別措置法（新法）の成立を目指し、事業許可の更新制等について議論を深める。

⑤ 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応

ア 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について周知徹底を行うなど、遺漏なき対応を図る。

イ 荷主や一般消費者等に対し、Web広告やリーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。

ウ 時間外労働上限規制や改正改善基準告示への対応状況等の実態把握を行う。

(2) 改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用による適正なコスト収受等転嫁対策の推進

① 改正「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の周知に係る対応。

会員事業者に対し、改正の趣旨、内容や届出に係る周知を図り、積極的な活用を促進するための諸施策を展開するとともに、価格転嫁ができるように積極的な活用を促進し、諸施策を展開する。また、荷主に対し積極的に広報・周知活動を行う。

② 「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正なコスト収受等転嫁対策

ア ドライバーの労働条件改善を目的とした価格転嫁に向けた荷主交渉を促進するため、会

員事業者支援を強化する。

イ「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、附帯作業料・待機時間料や高速道路料金など実費について、事業継続に必要なコストが収受できるよう積極的に広報・周知活動を行う。

ウ 公正取引委員会の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、転嫁対策を推進する。また、パートナーシップ構築宣言の普及に向けて積極的に対応する。

エ 標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、全日本トラック協会と連携し標準的な運賃活用セミナーを開催するとともに、運賃交渉相談会の実施、専門家による経営診断及び個別運賃交渉相談など、適正運賃の収受に向けた支援を行う。

- ・ 原価計算活用セミナーの開催
- ・ 物流セミナー、荷主懇談会等の開催
- ・ 燃料サーチャージの導入促進

(3) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

① トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

ア トラック・物流Gメンをはじめ関係省庁と連携し、事業者の違反原因行為に関する荷主情報の収集を図り、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を行い、ドライバーの労働条件の改善や取引適正化の加速化を図る。

イ 兵庫県適正化実施機関における巡回指導等Gメン調査員による、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する周知に務めるとともに真荷主及び元請け荷主による違反原因行為の疑わしい発注等の情報収集を行いトラック・物流Gメンへの報告・通報することにより、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」などの措置を講じるよう、連携強化を図る。

(4) 輸送秩序を阻害する行為の防止（巡回指導の総合評価がD・E事業所の重点化等）とコンプライアンスの推進

① D・E事業所の重点化等巡回指導 による法令遵守の徹底

ア 巡回指導の総合評価が総合評価D・Eの事業所に重点化して巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図るとともに 法令を遵守しない悪質事業者に対しては早期監査を実施するため、兵庫陸運部への迅速な情報提供を行う。

イ 巡回指導結果について、適正化情報処理システムを通じた迅速な報告を行い、兵庫陸運部の早期監査を支援する。また、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。

② 輸送の安全を阻害する行為の防止や法令遵守の指導

ア 巡回指導を通じて、社会保険等の未加入等に対し、社会保険等の加入及び保険料の納付の徹底を的確に指導する。

イ 白トラ等の防止を図るための啓発活動の推進

(5) 輸送秩序の改善や確立のための委員会、会議等の開催

① 委員会の開催

ア 輸送秩序確立委員会

イ 輸送秩序確立小委員会

② 神戸運輸監理部兵庫陸運部との情報交換

輸送秩序改善連絡会（通称：三木会）の定期的な開催

2 燃料高騰対策の推進

政府与党等及び行政機関等に対し、燃料高騰に対する支援策の継続を強力に要請する。

3 適正化事業推進対策

長引く燃料価格の高騰等による厳しい経営環境が続く中において、適正に事業運営を行おうとする事業者にとって公正な競争の阻害要因となり得る違法精神に欠ける悪質な事業者への巡回指導の強化・徹底等を通じ、貨物自動車運送事業法第38条に基づき近畿運輸局長から指定を受けた「地方貨物自動車適正化事業実施機関」として引き続き関係行政機関、特に事業目的を一にする兵庫陸運部監査部門とは車両の両輪として同じ熱量をもって連携して業務を推進し、適正化事業の効果を発現するため次の諸施策を展開する。

(1) 適正化事業の推進による法令遵守の徹底

① 巡回指導による法令遵守の徹底

- ア 新規事業者、総合評価が低調な事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び頻度を考慮し、より効果的・効率的な巡回指導の実施を推進
- イ 巡回指導目標件数：840件/年(1ヶ月あたり平均70件)
- ウ 巡回指導における改善指導事項のフォローアップの徹底
- エ 法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、兵庫陸運部への適正化情報システムを通じた巡回指導結果についての迅速な情報提供

② トラック物流・Gメンとの連携による適正化事業調査員業務を通じた荷主対策の深度化を推進

- ア 事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集及びトラック物流・Gメンへの報告
- イ 荷主・元請事業者等への周知・協力要請、トラックドライバーへの広報・啓発活動等

③ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)を遵守した労務管理・運行管理の徹底

④ 法に基づく適正な点呼の実施を徹底するとともに、事業者の事情に合わせたより効果的・効率的な運行管理の提案

- ⑤ 自動車の定期点検の実施率向上
- ⑥ 一般適性診断の受診及びその結果を基にした運転者への助言・指導等への活用を推進
- ⑦ 「指導及び監督の指針」(国交省告示)に基づく運転者指導の徹底
- ⑧ 社会保険・労働保険の未加入・未納に対する指導
- ⑨ 運輸安全マネジメント制度の一層の定着と取組みの深度化・高度化の推進
- ⑩ 関係法令の改正に伴う情報提供及び事業者指導
- ⑪ 行政(兵庫陸運部)との連携による事業者指導
- ⑫ 適正化事業指導員に係る研修の充実、資質の向上

(2) 安全性評価事業の推進

効果的な広報啓発、巡回指導による新規申請事業所の掘り起こし等を通じ、安全性評価事業(Gマーク制度)認定取得率の向上を図る。

- ① Gマーク制度申請説明会の開催
- ② 荷主や一般市民への「Gマーク制度」の認知度を高めるための取り組み(一般紙等やラッピングトラックによる広報啓発活動)

(3) 消費者対策

- ① 引越、宅配に関する輸送相談等の充実強化
- ② 苦情申告への的確、迅速な対応
- ③ 行政機関等との情報交換による的確・迅速な対応の推進

(4) 啓発活動等

- ① 物流セミナーの開催
- ② 荷主懇談会の開催

(5) 行政との連携強化等

- ① 適正化事業実施機関の中立性・透明性保持を目的とした兵庫県評議委員会の開催
- ② 近畿ブロック適正化事業連絡会議における近畿運輸局との情報交換
- ③ 兵庫陸運部と連携し、速報制度や行政からの指導要請に基づく特別巡回指導への的確な対応
- ④ 兵庫陸運部が要請する現地調査等への協力
- ⑤ 兵庫県過積載防止対策連絡会議参画を通じ「過積載運行の根絶」合同キャンペーンを展開
- ⑥ 適正化事業指導員と兵庫陸運部担当官との巡回指導結果報告定例会議（毎月１回開催）

4 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止対策

「トラック事業における総合安全プラン 2025（2025 年までに死者数と重傷者数の合計 970 人以下）」の達成に向け、数値目標として設定された「車両台数 1 万台当たりの死者数と重傷者の合計を 6.5 人以下」を目指し、次の諸施策を推進する。

また、飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化を図るとともに、交通労働災害事故の撲滅を目指した施策も実施する。

(1) 交通事故防止対策

- ① 事業者、運行管理者、初任運転者等を対象とした研修会等の開催
 - ア 交通事故防止大会
 - イ 事故防止研修会
 - ウ 運輸安全マネジメントセミナー
 - エ 初任運転者特別講習
 - オ 健康起因事故防止対策セミナー
 - カ 運行管理者試験事前講習
 - キ トレーラ適正使用、特殊車両通行許可関係講習等
- ② 優秀なトラックドライバーを育成するため、「トラックドライバーコンテスト」の開催
- ③ 適性診断をより効率的に受診するためのナスバネット機器の貸出し
- ④ ドライバー教育用教材（DVD）の貸し出し
- ⑤ 100 日間の無事故・無違反に挑戦する「チャレンジ 100」の実施
- ⑥ 春・秋の全国交通安全運動、県等の主唱する安全運動期間中に県下でのパトロール、キャンペーン等の実施。年末には新聞広告を活用した交通事故防止啓発活動を実施。
- ⑦ 県下の小学校等において児童、老人を対象にした「トラック交通安全教室」の開催
- ⑧ 県下の新入小学生へ小学校を通じ「交通安全啓発下敷」の贈呈
- ⑨ 交通、労働災害事故の防止等を目的とした、「正しい運転・明るい輸送運動」（全ト協主唱）の実施
- ⑩ 近畿運輸局が実施する「年末年始の安全総点検」への協力
- ⑪ 交通安全祈願祭、交通事故犠牲者慰霊祭の実施

(2) 交通事故防止対策としての機器導入、取り組みに対する助成

- ① 機器等導入に対する助成
 - ア ドライブレコーダー
 - イ 安全装置（バックモニター等）
 - ウ アルコール検知器
 - エ 血圧計
- ② 取り組みに対する助成
 - ア 適性診断（一般、初任、適齢：ナスバネット含む）受診料
 - イ 運行管理者一般講習・基礎講習受講料
 - ウ 適性診断活用講座受講料
 - エ 運転経歴証明書交付手数料
 - オ ドライバー等安全教育訓練受講料
 - カ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）診断検査料

- キ 健康診断受診料及び脳ドック受診料
- ク 初任運転者安全教育訓練受講料
- ケ 高齢者安全運転講習受講料（仮）

(3) 労働災害事故の防止

- ① 改善基準告示の遵守、過労防止対策の推進
- ② 研修会を通じた労働災害事故防止等の啓発活動の実施
- ③ 荷積み・荷下ろし等の荷役作業時の労災事故防止のために作業環境改善について、荷主への理解・協力要請
- ④ 巡回指導時に啓発リーフレットを活用した情報提供、相談業務の推進
- ⑤ 健康診断の受診、睡眠時無呼吸症候群（S A S）等対策の推進
- ⑥ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部との連携を密にし、労働災害防止に向けた諸活動の実施

5 環境・省エネ対策

社会との共生を図りトラック運送業界の持続的発展を目指すため、2050年カーボンニュートラルに向けたトラック運送業界の自主的取り組みである「環境ビジョン2030」を実践しつつ、脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進するとともに、関係行政機関や全日本トラック協会と連携を図りながら、次の諸施策を積極的に推進する。

(1) 環境対応車導入促進及び最新規制適合車への代替促進

- ① 環境対応車（天然ガス車、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車）等の購入、リースに係る費用の一部助成
- ② 最新規格適合車購入資金借り入れに対する利子補給

(2) エコドライブの促進

- ① NOx、PMの排出削減、燃料消費削減対策に対する助成
 - ア エコタイヤ購入費用
 - イ アイドリングストップ促進のための蓄熱マット等補助装置導入費用
- ② エコドライブ研修の受講促進のための助成
 - エコドライブ研修受講費用

(3) グリーン経営等の認証取得の促進

「グリーン経営」や「ISO14001」等の認証取得費用の助成

(4) 排ガスクリーン化対策

- ① 車両点検整備の確実な実施の促進
- ② 不正軽油排除の促進

(5) ゴミのポイ捨て対策

トラック運送業界の美化月間(5月)におけるゴミのポイ捨て対策等の実施

(6) 環境キャンペーン運動等の実施

エコドライブ推進月間(11月)における環境キャンペーン・エコドライブ運動等の実施

- ① 環境キャンペーン運動の実施
- ② エコドライブ運動の実施
- ③ 環境に関するフォーラムの実施

6 緊急輸送対策

大規模災害発生時に国や地方自治体と連携し、緊急・救援物資輸送を優先かつ迅速に行うため次の諸施策を実施する。

- (1) 災害の発生を想定した緊急物資輸送訓練の実施
- (2) 緊急物資輸送体制に必要な防災備品及び通信網の整備
- (3) 兵庫県等関係行政機関が実施する防災訓練、計画等への参画
- (4) 緊急物資輸送に必要なマニュアルや協力体制(会員の車輛内容や連絡体制)の見直し

7 税制対策等

累次増税されてきた軽油引取税の負担軽減、自動車関係諸税の軽減や高速道路通行料金の引き下げ等について、全日本トラック協会と連携した諸施策、国、関連団体への要請活動を行う。

- (1) 累次増税されてきた軽油引取税の負担の軽減
- (2) 自動車関係諸税の簡素化、軽減化の実現
- (3) 高速道路通行料金の引き下げ、大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充、並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現

8 中小企業・近代化対策

トラック輸送事業の経営革新を図るため、全日本トラック協会と連携し、中小企業の効率的な事業経営の促進、輸送効率の向上を図るため、次の施策を実施する。

- (1) 経営改善への取り組み、効率的な事業経営の促進
 - ① 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成事業の実施
 - ② 経営分析のための経営実態調査の実施
 - ③ 信用保証協会保証料助成事業の実施
 - ④ 下請法改正に向けたセミナーの開催
 - ⑤ 改正物流関連2法の周知及び解説セミナーの開催
- (2) 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透を推進
 - ① 「標準的な運賃の告示」に関する講習会の開催
 - ② 兵ト協ニュース及びHPによる広報
- (3) 輸送効率向上とIT化の促進
 - ① 求荷求車情報ネットワークの推進
 - ② 中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナーの開催

9 労働力の確保及び人材育成

近年、少子高齢化の進行等により、トラック運送事業においても良質な労働力を確保することが困難となっているため、次の施策を実施する。

- (1) 労働力確保対策の推進
 - ① 若年者、女性、高齢者等少子高齢化に対応した労働力確保対策の推進
ア 人材確保等各種研修会・説明会の実施

- イ 行政、各種団体と連携した労働力確保対策の強化
- ② 運転免許取得に対する助成
- ③ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫県地方協議会」への参画等による長時間労働の抑制に向けた対策の推進
- ④ 「運転者職場環境良好度認証制度」(愛称:働きやすい職場認証制度)周知に向けた講習会の開催
- ⑤ テールゲートリフター導入に対する助成
- ⑥ ドライバーの求人募集に係る費用の助成(求人情報媒体への広告掲載費用の一部助成)

(2) 人材育成対策の支援

- ① 中小企業大学校の各種講座受講支援
- ② 青年部会・女性経営者部会の活動支援

10 広報対策

協会の取組や事業を広く一般市民に理解してもらうとともに、会員に対し、事業等の周知、啓発を行うために、次の活動を行う。

(1) ホームページ、月刊広報誌「兵ト協ニュース」の刊行等

- ① ホームページを更新し、市民や会員への広報、啓発
- ② 月刊広報誌「兵ト協ニュース」の刊行による会員への広報
- ③ 必要に応じ、マスコミやポスターを通じた広報、啓発
- ④ その他必要に応じた広報活動

(2) トラックの日(10月9日)のPR活動

トラック輸送が物流の基幹産業として果たす役割の重要性を広くPRするため、トラックの日(10月9日)を中心に、全ト協と協調し多彩な広報活動、イベント等を実施する。

- ① PRイベントの実施、各種メディアを通じてのPR
- ② 県下各地での街頭PR

(3) 労働力確保及び業界イメージ向上のための広報の充実

- ① 一般市民向け業界イメージ向上のための広報の充実
- ② 女性や次世代を担う若手労働者層、ドライバー未経験者等の求職者向けにトラック運送業界の社会的役割、職業としての魅力等をアピールする方策の検討・実施

(4) 貨物自動車運送事業法の改正についての広報活動

会員に周知及びその理解度の深化を図るとともに、荷主・関係団体に対して積極的なPR活動を図る。

(5) 一般消費者への周知活動

- ① 引越事業者優良認定制度(安心マーク)の認知度向上
- ② 引越繁忙期における引越分散等について周知と促進

11 地区輸送サービスセンター活動の強化等

トラック運送事業に関し、市民に対する情報の提供や利用者からの苦情に対応し、安全で安心できる良質のトラック輸送サービスの向上を図るため、地区輸送サービスセンターでの諸活動の強化を図る。

(1) 市民に対する改正標準引越運送約款や新消費者保護関連法令に関する情報等の提供

- (2) 荷主、一般消費者からの苦情や相談業務への適切な対応
- (3) 交通事故防止や環境保全等に関する啓発運動等の積極的な実施
- (4) 地区輸送サービスセンター指導員及び相談員との連携強化

12 業種別専門輸送対策

部会において、業種別諸課題について迅速かつ的確な対応を図る。

13 その他

- (1) 会館管理等
兵庫県トラック総合会館、西部研修会館、及び地区輸送サービスセンターの効率的な管理運営を行う。
- (2) 運輸事業振興助成交付金
運輸事業振興助成交付金の適正、確実な交付要請を行う。